

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該契約に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和6年12月20日

支出負担行為担当官

防衛省大臣官房会計課会計管理官

平下 一三

◎調達機関番号 010 ◎所在地番号 13

○第6号

1 調達内容

(1) 品目分類番号 71

(2) 購入等件名及び数量 令和7年度防衛施設整備業務労働者派遣（単価契約）一式
（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

調達件名の特質等 入札説明書による。

履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日。

(3) 履行場所 防衛省市ヶ谷庁舎

(4) 入札方法 落札決定に当たっては、当該入札単価に発注予定数量を乗じた総価で行う。

（契約は各入札単価による単価契約とする。）
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 電子調達システムの利用 本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙による入札書等の提出も可とする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
<https://www.geps.go.jp/>
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省大臣官房会計課契約係 中島
電話03-3268-3111 内線20824
 - (2) 紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 3(1)の問い合わせ先に同じ。
 - (3) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。
 - (4) 電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式によ

る証明書等の受領期限 令和7年2月7日（金）
18時00分

(5) 電子調達システムによる入札書の受領期限
令和7年2月10日（月）9時00分

(6) 紙入札方式による入札書の受領期限 郵
送による場合は、令和7年2月6日（木）。ただ
し、入札書を持参する場合は、開札の日時ま
でとする。

(7) 開札の日時及び場所 令和7年2月10日（月）
10時30分 防衛省市ヶ谷庁舎E 2棟3階入札
室

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通
貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項 電子調達シス
テムにより参加を希望する者は、上記3(4)に
示す受領期限までに入札書類データ（証明書
等）を上記3(1)に示す場所に提出しなければ
ならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資
格のない者のした入札及び入札に関する条件
に反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令
第79条の規定に基づいて作成された予定価格
の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入
札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity : Kazumi Hirashita,
Senior Coordinator for Accounts Manage-
ment, Accounting Division, Minister's
Secretariat, Ministry of Defense

The successful bid and contract conclu-
sion for this tender will be the contract
is subject to the condition that the

- FY2025 budget for this fiscal year is approved and a budget announcement is made.
- (2) Classification of the products to be procured : 71
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased : Dispatch defense facility maintenance workers in Reiwa 7th fiscal year
- (4) Performance period : From 1 April 2025 through 31 March 2026
- (5) Delivery place : Ministry of Defense (Ichigaya area).
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
- ① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
 - ② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
 - ③ Have Grade A, B or C "Offer Service" in the Kanto and Koushinetsu area in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024, and is expected to have the same qualification for participating in tenders for fiscal years 2025, 2026 and 2027, and can promptly submit a notification of the

qualification examination results after the qualification is determined.

④ The Person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Defense

⑤ Acquire the electric certificate in case of using the Electronic Procurement system

<https://www.geps.go.jp/>

(7) Time-limit for tender 6 February 2025 in case of by mail, 10:30 10 February 2025 in case of by hand.

(8) Contact point for the notice : Nakajima Procurement Section, Accounting Division, Minister's Secretariat, Ministry of Defense, 5-1 Ichigaya honmuracho, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8801 Japan. TEL 03-3268-3111 ex. 20824

仕様書			
件 名	令和 7 年度防衛施設整備業務労働者派遣 (単価契約)	作成年月日	令和 6 年 1 2 月 2 日
		整備計画局施設整備官付施設技術室	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「防衛省が実施する施設整備及び契約手続きに関する事務」を円滑かつ迅速に処理するための派遣業務について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

引用文書

- 1) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」
(昭和 60 年法律第 88 号)
- 2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 65 号)
- 3) 「防衛省本省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する訓令」
(平成 27 年度 10 月 1 日防衛省訓令第 30 号)
- 4) 「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)
- 5) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)
- 6) 「個人情報保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)

2 派遣期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 派遣実施場所

【派遣管理デスク】

東京都新宿区市谷本村町 5-1 庁舎 D 棟 5 階

【防衛本省】

東京都新宿区市谷本村町 5-1

- ・施設計画課 (庁舎 D 棟 5 階)
- ・施設整備官 (庁舎 D 棟 5 階)
- ・建設制度官 (庁舎 D 棟 5 階)

【北海道防衛局】

北海道札幌市中央区大通西 12 (札幌第 3 合同庁舎)

- ・調達計画課 (4 階)
- ・事業監理課 (4 階)
- ・契 約 課 (2 階)

【帯広防衛支局】

北海道帯広市西 6 条南 7 丁目 3 (帯広地方合同庁舎)

- ・総務課 (2 階)
- ・建設課 (2 階)
- ・建設計画官 (2 階)

【東北防衛局】

宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-15（仙台第 3 合同庁舎）

- ・調達計画課（5 階）
- ・事業監理課（5 階）
- ・建築課（5 階）
- ・土木課（5 階）
- ・設備課（4 階）
- ・契約課（4 階）

【北関東防衛局】

埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1（さいたま新都心合同庁舎 2 号館）

- ・調達計画課（8 階）
- ・事業監理課（8 階）
- ・建築課（8 階）
- ・土木課（8 階）
- ・設備課（8 階）
- ・契約課（8 階）

【南関東防衛局】

神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目 57（横浜第 2 合同庁舎）

- ・調達計画課（10 階）
- ・事業監理課（10 階）
- ・建築課（10 階）
- ・土木課（10 階）
- ・設備課（10 階）
- ・契約課（5 階）

【近畿中部防衛局】

大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67（大阪合同庁舎第 2 号館）

- ・調達計画課（5 階）
- ・事業監理課（5 階）
- ・土木課（5 階）
- ・設備課（5 階）

【中国四国防衛局】

広島県広島市中区上八丁堀 6-30（広島合同庁舎 2 号館及び 4 号館）

- ・調達計画課（4 号館 7 階）
- ・事業監理課（2 号館 11 階）
- ・建築課（2 号館 11 階）
- ・土木課（4 号館 15 階）
- ・設備課（4 号館 7 階）
- ・契約課（4 号館 7 階）

【九州防衛局】

福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10-7（福岡第 2 合同庁舎）

- ・調達計画課（5 階）
- ・事業監理課（5 階）
- ・建築課（5 階）
- ・土木課（5 階）
- ・設備課（5 階）
- ・契約課（5 階）

【熊本防衛支局】

熊本県熊本市東区東町1丁目1-11

- ・建築課（2階）
- ・土木課（2階）
- ・設備課（2階）
- ・建設計画官（2階）
- ・契約室（1階）

【沖縄防衛局】

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9

- ・調達計画課（2階）
- ・事業監理課（2階）
- ・土木課（2階）
- ・設備課（2階）
- ・契約課（1階）

※派遣実施場所について同一庁舎内で変更になる場合がある。

4 業務内容

【派遣労働者（事務）】

次の事務を基準として、防衛省整備計画局内（施設計画課、施設整備官、建設制度官）及び各地方防衛局等内（北海道防衛局、東北防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局、九州防衛局、熊本防衛支局、沖縄防衛局）での連絡調整、来訪者及び電話の応対並びにパソコン（Microsoft Word、Excel 及び JUSTSYSTEM 一太郎等）による文書作成及び編集、データの入力及び編集、図面の文字修正・印刷、書類の受領・送付・整理業務等を実施する。

- ・防衛省整備計画局内及び各地方防衛局等内での防衛省が実施する施設整備及び契約手続きに関する事務
- ・施設整備に関する書類の受領、送付及び整理（書類の仕分け、綴り、保管等）
- ・派遣先の指揮命令者が必要と認めて指示する事務（庶務業務含む）

また、効率的かつ効果的な派遣運営が可能となるよう派遣管理デスクを置き、業務支援等を実施する。

- ・派遣管理業務（派遣労働者個別契約書管理、苦情処理対応、派遣社員発注業務）の代行・管理支援等
- ・派遣運営体制の整備
- ・派遣先責任者、指揮命令者へのコンプライアンス研修実施等の支援

【派遣労働者（技術）】

次の事務を基準として、派遣労働者（事務）の業務に加えて、工事等の発注に係る支援（発注図面や数量計算書の確認・作成・修正、概算算出、積算補助等）、契約した受注者から提出された資料の確認（資料確認、行政庁提出書類の確認、受注者成果品の整理等）、内部手続きに必要な資料作成等を実施する。

5 労働者派遣人数

【派遣労働者（事務）】

派遣予定人数（事務）は95人とし、細部は以下のとおりとする。

派遣日数及び労働時間数は別紙第1のとおりとする。

派遣実施場所	派遣人数	派遣実施場所	派遣人数
派遣管理デスク（2人）		近畿中部防衛局（5人）	
・管理デスク	2人	・調達計画課	1人
防衛本省（22人）		・事業管理課	1人
・施設計画課	2人	・土木課	2人
・施設整備官	14人	・設備課	1人
・建設制度官	6人	中国四国防衛局（9人）	
北海道防衛局（3人）		・調達計画課	1人
・調達計画課	1人	・事業管理課	1人
・事業管理課	1人	・建築課	2人
・契約課	1人	・土木課	3人
帯広防衛支局（3人）		・設備課	1人
・総務課	1人	・契約課	1人
・建設課	1人	九州防衛局（8人）	
・建設計画官	1人	・調達計画課	1人
東北防衛局（6人）		・事業管理課	1人
・調達計画課	1人	・建築課	2人
・事業管理課	1人	・土木課	1人
・建築課	1人	・設備課	1人
・土木課	1人	・契約課	2人
・設備課	1人	熊本防衛支局（5人）	
・契約課	1人	・建築課	1人
北関東防衛局（16人）		・土木課	1人
・調達計画課	3人	・設備課	1人
・事業管理課	3人	・建設計画官	1人
・建築課	2人	・契約室	1人
・土木課	1人	沖縄防衛局（7人）	
・設備課	6人	・調達計画課	2人
・契約課	1人	・事業管理課	1人
南関東防衛局（9人）		・土木課	1人
・調達計画課	1人	・設備課	1人
・事業管理課	1人	・契約課	2人
・建築課	1人		
・土木課	2人		
・設備課	1人		
・契約課	3人		

【派遣労働者（技術）】

派遣予定人数（技術）は11人とし、細部は以下のとおりとする。

派遣日数及び労働時間数は別紙第1のとおりとする。

派遣実施場所	派遣人数	派遣実施場所	派遣人数
防衛本省（1人）		近畿中部防衛局（1人）	
・施設整備官	1人	・調達計画課	1人
北海道防衛局（1人）		中国四国防衛局（1人）	
・調達計画課	1人	・調達計画課	1人
帯広防衛支局（1人）		九州防衛局（1人）	
・建設課	1人	・調達計画課	1人
東北防衛局（1人）		熊本防衛支局（1人）	
・調達計画課	1人	・建設計画官	1人
北関東防衛局（1人）		沖縄防衛局（1人）	
・調達計画課	1人	・調達計画課	1人
南関東防衛局（1人）			
・調達計画課	1人		

6 就業日及び就業時間

- (1) 就業日は月曜日から金曜日であり、祝祭日・年末年始を除く。
- (2) 就業時間は、以下のとおりとする。
- ①午前8時30分から午後5時15分まで（うち、休憩時間は正午から午後1時まで）
- ・北海道防衛局
 - ・北関東防衛局
 - ・近畿中部防衛局
 - ・九州防衛局
 - ・沖縄防衛局
 - ・東北防衛局
 - ・南関東防衛局
 - ・中国四国防衛局
 - ・熊本防衛支局
- ②午前9時30分から午後6時15分まで（うち、休憩時間は正午から午後1時まで）
- ・防衛本省
 - ・派遣管理デスク
- (3) 指揮命令者の指示により時間外労働を行う場合もある。ただし、1ヶ月の時間外労働は45時間までを原則とする。

7 契約基本単価等

- (1) 派遣実施場所ごとの1時間あたりの派遣単価（基本単価）に関し単価契約を行う。
- (2) 時間外（行政機関の休日に関する法律に定める休日を含む。）業務の契約単価（1時間当たり）については、次のとおり別途算出することとする。
- ①既定の労働時間を超過した場合、基本単価に25%を乗じた超過勤務料金を支払うものとする。
- ②勤務が深夜（午後10時以降）に及ぶ場合は、さらに25%上乗せする（従って超過勤務と深夜勤務とが重なった場合は、基本単価の合計50%増とする。）。
- ③時間外労働時間が月60時間を超えた場合、基本単価に50%を乗じた超過勤務料金を支払うものとする（従って超過勤務と深夜勤務とが重なった場合は、基本単価の合計75%増とする。）。
- ④勤務が休日の場合は、原則として振替により対応とするが、振替ができない場合には、基本単価の35%増とする。
- (3) 額の算出については、1ヶ月間で集計した後、15分未満の端数を切り捨てることとする。なお、円未満の端数についても切り捨てることとする。
- (4) 基本単価には、社会保険料、教育訓練、交通費など、必要な経費を含むものとする。

8 派遣業務の実施体制

契約相手方は、派遣業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- (1) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「派遣労働者」という。）を確保すること。
- (2) 派遣労働者（事務）は、施設整備に関する事務作業に必要な能力（Microsoft Word 及び JUSTSYSTEM 一太郎を用いた文書の作成・編集、Microsoft Excel を用いたデータの入力・編集等）、経験（国内企業又は官公庁等における事務に関する実務経験）を有すること。
- (3) 派遣労働者（技術）は、施設整備に関する事務作業に必要な能力（(2)に加えて、建設工事に係る一般的な知識、理解力（図面判読、施工管理能力、図面作成能力、積算能力等）、経験（建設業・建設コンサルタント業の国内企業又は官公庁等における設計・積算・監督等の建設工事に関する実務経験）を有すること。

なお、派遣労働者（技術）については、派遣労働者を確保できた段階で配置するものとし、責任者補助者が能力・経験等を確認したうえで配置日を決定する。

- (4) (1) の派遣労働者は、(2)、(3) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な経歴、知見、日本国籍等を有すること。
- (5) (4) の派遣労働者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- (6) 派遣労働者の派遣契約管理、勤怠管理などを一元管理できる管理システムを導入し、安定的な運用ができること。
- (7) 効率的かつ効果的な派遣運営が可能となるよう以下の業務支援等の派遣管理デスクを設け、専門的な派遣管理デスク員として2名を見込むものとする。
 - ・派遣管理業務（派遣労働者個別契約書管理、苦情処理対応、派遣社員発注業務）の代行・管理支援等
 - ・派遣運営体制の整備
 - ・派遣先責任者、指揮命令者へのコンプライアンス研修実施等の支援

9 契約相手方に必要な条件等

- (1) 労働者派遣法第5条第1項に基づく一般労働者派遣事業の許可を有していること。
- (2) プライバシーマーク又はそれらに相当する社内規定等を有し、優良派遣事業者認定を受けていること。
- (3) 受注者は、派遣労働者が就業している職場を1か月に1回訪問することを原則とし、派遣労働者の就業状況及び健康状況を確認した上で、訪問結果を速やかに書面等により官の指揮命令者に報告すること。
- (4) 派遣実施場所の各都道府県に本店、支店又は営業所等のいずれかが所在し、派遣労働者の就業状況及び健康管理等の支援体制を有していること。なお、派遣労働者の勤務状況等に問題等があれば直ちに派遣先責任者又は責任者補助者へ報告すること。
- (5) 適切な派遣運営が可能となるよう専門的な派遣管理デスクのサービス提供が可能であり、800人以上の国内企業又は官公庁等に対し、1契約で住所が異なる2か所以上に跨り派遣管理デスクのサービス提供をした実績を10件以上有していること。

10 派遣先責任者、責任者補助者及び指揮命令者

- (1) 派遣先責任者：防衛省整備計画局施設整備官付 施設技術室長
連絡先 03-3268-3111
- (2) 責任者補助者：各地方防衛局等（防衛本省を除く）に以下の責任者補助者をおく

(3) 指揮命令者 : 派遣実施場所の指揮命令者は、以下のとおり

派遣実施場所	責任者補助者	指揮命令者	連絡先
派遣管理デスク			
・管理デスク	—	施設整備官総括部員	03-3268-3111
防衛本省			
・施設計画課	—	総括部員	03-3268-3111
・施設整備官		総括部員	
・建設制度官		総括部員	
北海道防衛局			
・調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	011-272-7578
・事業監理課		事業監理課長	
・契約課		契約課長	
帯広防衛支局			
・総務課	建設計画官	総務課長	0115-22-1181
・建設課		建設課長	
・建設計画官		建設計画官	
東北防衛局			
・調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	022-297-8209
・事業監理課		事業監理課長	
・建築課		建築課長	
・土木課		土木課長	
・設備課		設備課長	
・契約課		契約課長	
北関東防衛局			
・調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	048-600-1800
・事業監理課		事業監理課長	
・建築課		建築課長	
・土木課		土木課長	
・設備課		設備課長	
・契約課		契約課長	
南関東防衛局			
・調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	045-211-7100
・事業監理課		事業監理課長	
・建築課		建築課長	
・土木課		土木課長	
・設備課		設備課長	
・契約課		契約課長	
近畿中部防衛局			
・調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	06-6945-4951
・事業監理課		事業監理課長	
・土木課		土木課長	
・設備課		設備課長	
中国四国防衛局			
・調達計画課		調達計画課長	

・事業監理課	調達計画課長	事業監理課長	082-223-8284
・建築課		建築課長	
・土木課		土木課長	
・設備課		設備課長	
・契約課		契約課長	
九州防衛局			
・調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	092-483-8811
・事業監理課		事業監理課長	
・建築課		建築課長	
・土木課		土木課長	
・設備課		設備課長	
・契約課		契約課長	
熊本防衛支局			
・建築課	建設計画官	建築課長	096-368-2171
・土木課		土木課長	
・設備課		設備課長	
・建設計画官		建設計画官	
・契約室		契約室長	
沖縄防衛局			
・調達計画課	調達計画課長	調達計画課長	098-921-8131
・事業監理課		事業監理課長	
・土木課		土木課長	
・設備課		設備課長	
・契約課		契約課長	

11 契約の中途解除の場合の措置

官の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合は、解除を行おうとする日の少なくとも30日前に契約相手方に対してその旨の通知をする。

また、派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の途中解除に関しては、契約相手側は、他の派遣先を斡旋する等により、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めることとする。

12 業務報告書の提出

派遣労働者は、業務報告書（任意書式）に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、官の指揮命令者の確認を受けるものとする。

また、月末日においては、指揮命令者の確認後に当該業務報告書（任意書式）を官に提出するものとする。

13 その他の指示

13.1 官側の支援

契約相手方は、本派遣業務の履行において、官の所有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官側の規則を遵守し、無償で支援を受けることができる。

13.2 所有権及び著作権

- a) 本派遣業務によって作成した書面（電子データを含む。）その他類似の派生物については、所有権及び著作権は、国に帰属するものとする。ただし、契約相手方が本派遣業務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。
- b) 第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、その著作権その他の権利を侵害しないことを確認すること。

13.3 派遣業務に従事する者の申請

契約相手方は、当該派遣業務の派遣労働者体制表、派遣労働者名簿を契約後速やかに作成し、官に提出し確認を得るものとする。本派遣業務に従事する者の追加、変更等が生じたことにより、派遣労働者体制が変更となった場合は、官の確認を得るものとする。

13.4 提出書類

契約相手方は、下表に示す書類を官に提出するものとする。

なお、8で定める条件、資格や能力等を確認する必要がある場合は、官は契約相手方に確認を求め、契約相手方はこれに応じるものとする。

表-提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出先	備考
1	契約相手方体制表	1部	契約締結後5日以内 又は変更時	防衛省整備計画局施設整備官	契約相手方責任者及び担当者等の所属、氏名、役職、連絡先等を記載
2	派遣労働者名簿	1部	契約締結後5日以内 又は派遣労働者交代時	防衛省整備計画局施設整備官	派遣労働者氏名、性別、保険加入状況、勤務開始日等を記載
3	業務報告書	1部	勤務日の就業時間終了後すみやかに日々の点検を受け、月末終業後に提出する	防衛省整備計画局施設整備官	任意様式

13.5 安全及び衛生

官の責任者は、派遣労働者の安全・衛生に細心の注意を払うものとする。

13.6 派遣労働者からの苦情処理

13.6.1 官での苦情の申し出を受ける者

派遣先責任者又は責任者補助者

13.6.2 苦情処理の方法、連携体制

契約相手方又は官の責任者は、派遣労働者からの苦情の申し出を受けたときは、直ちに各々の責任者へ連絡することとし、各々の責任者が互いに協力して当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知する。ただし、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情は除く。

13.7 派遣労働者の交代

13.7.1 継続性の確保

契約相手方は、正当な理由なく派遣労働者を交代してはならない。また、派遣労働者の病気、事故、長期にわたる年次休暇等の取得又はその他の理由により欠員が生じる場合、契約相手方は責任を持って交代要員を確保すること。

13.7.2 引き継ぎ

契約相手方は、病気、事故で派遣労働者が就業不可能となる等のやむを得ない事由による交代を除き、契約期間中に派遣労働者を交代する場合は、業務に対する影響を最小限に抑えるため、最低1日の業務引き継ぎ期間を設け、交代要員に対し、業務内容及び作業方法の引き継ぎを行うものとする。

13.7.3 交代の指示

官の責任者は、以下のいずれかの事情が発生した場合は、その理由を示して、派遣労働者の交代を求めることができるものとする。

- a) 業務に必要な技能などの要件を著しく欠いている場合
- b) 指揮命令に従わない場合
- c) 正当な理由なく作業を著しく遅延し、又は、作業に着手しない場合
- d) 作業状況が著しく誠意を欠くと認められる場合
- e) 職場の規律、秩序、施設管理上の諸規則、守秘義務等、就業の諸規則に違反した場合

13.8 立入禁止場所等への立入

各機関等の長が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い、実施するものとする。

13.9 その他留意事項

本派遣業務の履行に当たっては、仕様書に準拠すること。

- a) 派遣労働者は、本派遣業務において知り得た守秘義務を要する情報について、派遣期間中はもとより派遣期間が終了しても、第三者に漏洩しないこと。
- b) 契約相手方は、派遣労働者の派遣に当たり、必要に応じ教育を行うものとする。
- c) 本派遣業務を実施するにあたって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本派遣業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
- d) 本派遣業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく、「防衛本省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する訓令」第3条に規定について、留意すること。

13.10 疑義事項

本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

派遣予定人数及び派遣日数等

(1) 派遣労働者（事務）の派遣日数及び労働時間数は次のとおりとする。

【派遣管理デスク】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	2名	21日	326時間
令和7年5月	2名	20日	310時間
令和7年6月	2名	21日	326時間
令和7年7月	2名	22日	341時間
令和7年8月	2名	20日	310時間
令和7年9月	2名	20日	310時間
令和7年10月	2名	22日	341時間
令和7年11月	2名	18日	279時間
令和7年12月	2名	20日	310時間
令和8年1月	2名	19日	295時間
令和8年2月	2名	18日	279時間
令和8年3月	2名	21日	326時間
合計		—	3,753時間

【防衛省本省】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	22名	21日	3,581時間
令和7年5月	22名	20日	3,410時間
令和7年6月	22名	21日	3,581時間
令和7年7月	22名	22日	3,751時間
令和7年8月	22名	20日	3,410時間
令和7年9月	22名	20日	3,410時間
令和7年10月	22名	22日	3,751時間
令和7年11月	22名	18日	3,069時間
令和7年12月	22名	20日	3,410時間
令和8年1月	22名	19日	3,240時間
令和8年2月	22名	18日	3,069時間
令和8年3月	22名	21日	3,581時間
合計		—	41,263時間

【北海道防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	3名	21日	489時間
令和7年5月	3名	20日	465時間
令和7年6月	3名	21日	489時間
令和7年7月	3名	22日	512時間
令和7年8月	3名	20日	465時間
令和7年9月	3名	20日	465時間
令和7年10月	3名	22日	512時間
令和7年11月	3名	18日	419時間
令和7年12月	3名	20日	465時間
令和8年1月	3名	19日	442時間
令和8年2月	3名	18日	419時間
令和8年3月	3名	21日	489時間
合計		—	5,631時間

【帯広防衛支局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	3名	21日	489時間
令和7年5月	3名	20日	465時間
令和7年6月	3名	21日	489時間
令和7年7月	3名	22日	512時間
令和7年8月	3名	20日	465時間
令和7年9月	3名	20日	465時間
令和7年10月	3名	22日	512時間
令和7年11月	3名	18日	419時間
令和7年12月	3名	20日	465時間
令和8年1月	3名	19日	442時間
令和8年2月	3名	18日	419時間
令和8年3月	3名	21日	489時間
合計		—	5,631時間

【東北防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	6名	21日	977時間
令和7年5月	6名	20日	930時間
令和7年6月	6名	21日	977時間
令和7年7月	6名	22日	1,023時間
令和7年8月	6名	20日	930時間
令和7年9月	6名	20日	930時間
令和7年10月	6名	22日	1,023時間
令和7年11月	6名	18日	837時間
令和7年12月	6名	20日	930時間
令和8年1月	6名	19日	884時間
令和8年2月	6名	18日	837時間
令和8年3月	6名	21日	977時間
合計		—	11,255時間

【北関東防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	16名	21日	2,604時間
令和7年5月	16名	20日	2,480時間
令和7年6月	16名	21日	2,604時間
令和7年7月	16名	22日	2,728時間
令和7年8月	16名	20日	2,480時間
令和7年9月	16名	20日	2,480時間
令和7年10月	16名	22日	2,728時間
令和7年11月	16名	18日	2,232時間
令和7年12月	16名	20日	2,480時間
令和8年1月	16名	19日	2,356時間
令和8年2月	16名	18日	2,232時間
令和8年3月	16名	21日	2,604時間
合計		—	30,008時間

【南関東防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	9名	21日	1,465時間
令和7年5月	9名	20日	1,395時間
令和7年6月	9名	21日	1,465時間
令和7年7月	9名	22日	1,535時間
令和7年8月	9名	20日	1,395時間
令和7年9月	9名	20日	1,395時間
令和7年10月	9名	22日	1,535時間
令和7年11月	9名	18日	1,256時間
令和7年12月	9名	20日	1,395時間
令和8年1月	9名	19日	1,326時間
令和8年2月	9名	18日	1,256時間
令和8年3月	9名	21日	1,465時間
合計		—	16,883時間

【近畿中部防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	5名	21日	814時間
令和7年5月	5名	20日	775時間
令和7年6月	5名	21日	814時間
令和7年7月	5名	22日	853時間
令和7年8月	5名	20日	775時間
令和7年9月	5名	20日	775時間
令和7年10月	5名	22日	853時間
令和7年11月	5名	18日	698時間
令和7年12月	5名	20日	775時間
令和8年1月	5名	19日	737時間
令和8年2月	5名	18日	698時間
令和8年3月	5名	21日	814時間
合計		—	9,381時間

【中国四国防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	9名	21日	1,465時間
令和7年5月	9名	20日	1,395時間
令和7年6月	9名	21日	1,465時間
令和7年7月	9名	22日	1,535時間
令和7年8月	9名	20日	1,395時間
令和7年9月	9名	20日	1,395時間
令和7年10月	9名	22日	1,535時間
令和7年11月	9名	18日	1,256時間
令和7年12月	9名	20日	1,395時間
令和8年1月	9名	19日	1,326時間
令和8年2月	9名	18日	1,256時間
令和8年3月	9名	21日	1,465時間
合計		—	16,883時間

【九州防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	8名	21日	1,302時間
令和7年5月	8名	20日	1,240時間
令和7年6月	8名	21日	1,302時間
令和7年7月	8名	22日	1,364時間
令和7年8月	8名	20日	1,240時間
令和7年9月	8名	20日	1,240時間
令和7年10月	8名	22日	1,364時間
令和7年11月	8名	18日	1,116時間
令和7年12月	8名	20日	1,240時間
令和8年1月	8名	19日	1,178時間
令和8年2月	8名	18日	1,116時間
令和8年3月	8名	21日	1,302時間
合計		—	15,004時間

【熊本防衛支局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	5名	21日	814時間
令和7年5月	5名	20日	775時間
令和7年6月	5名	21日	814時間
令和7年7月	5名	22日	853時間
令和7年8月	5名	20日	775時間
令和7年9月	5名	20日	775時間
令和7年10月	5名	22日	853時間
令和7年11月	5名	18日	698時間
令和7年12月	5名	20日	775時間
令和8年1月	5名	19日	737時間
令和8年2月	5名	18日	698時間
令和8年3月	5名	21日	814時間
合計		—	9,381時間

【沖縄防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	7名	21日	1,140時間
令和7年5月	7名	20日	1,085時間
令和7年6月	7名	21日	1,140時間
令和7年7月	7名	22日	1,194時間
令和7年8月	7名	20日	1,085時間
令和7年9月	7名	20日	1,085時間
令和7年10月	7名	22日	1,194時間
令和7年11月	7名	18日	977時間
令和7年12月	7名	20日	1,085時間
令和8年1月	7名	19日	1,031時間
令和8年2月	7名	18日	977時間
令和8年3月	7名	21日	1,140時間
合計		—	13,133時間

(2) 派遣労働者（技術）の派遣日数及び労働時間数は次のとおりとする。

【防衛省本省】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	1名	21日	163時間
令和7年5月	1名	20日	155時間
令和7年6月	1名	21日	163時間
令和7年7月	1名	22日	171時間
令和7年8月	1名	20日	155時間
令和7年9月	1名	20日	155時間
令和7年10月	1名	22日	171時間
令和7年11月	1名	18日	140時間
令和7年12月	1名	20日	155時間
令和8年1月	1名	19日	148時間
令和8年2月	1名	18日	140時間
令和8年3月	1名	21日	163時間
合計		—	1,879時間

【北海道防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	1名	21日	163時間
令和7年5月	1名	20日	155時間
令和7年6月	1名	21日	163時間
令和7年7月	1名	22日	171時間
令和7年8月	1名	20日	155時間
令和7年9月	1名	20日	155時間
令和7年10月	1名	22日	171時間
令和7年11月	1名	18日	140時間
令和7年12月	1名	20日	155時間
令和8年1月	1名	19日	148時間
令和8年2月	1名	18日	140時間
令和8年3月	1名	21日	163時間
合計		—	1,879時間

【帯広防衛支局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	1名	21日	163時間
令和7年5月	1名	20日	155時間
令和7年6月	1名	21日	163時間
令和7年7月	1名	22日	171時間
令和7年8月	1名	20日	155時間
令和7年9月	1名	20日	155時間
令和7年10月	1名	22日	171時間
令和7年11月	1名	18日	140時間
令和7年12月	1名	20日	155時間
令和8年1月	1名	19日	148時間
令和8年2月	1名	18日	140時間
令和8年3月	1名	21日	163時間
合計		—	1,879時間

【東北防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	1名	21日	163時間
令和7年5月	1名	20日	155時間
令和7年6月	1名	21日	163時間
令和7年7月	1名	22日	171時間
令和7年8月	1名	20日	155時間
令和7年9月	1名	20日	155時間
令和7年10月	1名	22日	171時間
令和7年11月	1名	18日	140時間
令和7年12月	1名	20日	155時間
令和8年1月	1名	19日	148時間
令和8年2月	1名	18日	140時間
令和8年3月	1名	21日	163時間
合計		—	1,879時間

【北関東防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	1名	21日	163時間
令和7年5月	1名	20日	155時間
令和7年6月	1名	21日	163時間
令和7年7月	1名	22日	171時間
令和7年8月	1名	20日	155時間
令和7年9月	1名	20日	155時間
令和7年10月	1名	22日	171時間
令和7年11月	1名	18日	140時間
令和7年12月	1名	20日	155時間
令和8年1月	1名	19日	148時間
令和8年2月	1名	18日	140時間
令和8年3月	1名	21日	163時間
合計		—	1,879時間

【南関東防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	1名	21日	163時間
令和7年5月	1名	20日	155時間
令和7年6月	1名	21日	163時間
令和7年7月	1名	22日	171時間
令和7年8月	1名	20日	155時間
令和7年9月	1名	20日	155時間
令和7年10月	1名	22日	171時間
令和7年11月	1名	18日	140時間
令和7年12月	1名	20日	155時間
令和8年1月	1名	19日	148時間
令和8年2月	1名	18日	140時間
令和8年3月	1名	21日	163時間
合計		—	1,879時間

【近畿中部防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	1名	21日	163時間
令和7年5月	1名	20日	155時間
令和7年6月	1名	21日	163時間
令和7年7月	1名	22日	171時間
令和7年8月	1名	20日	155時間
令和7年9月	1名	20日	155時間
令和7年10月	1名	22日	171時間
令和7年11月	1名	18日	140時間
令和7年12月	1名	20日	155時間
令和8年1月	1名	19日	148時間
令和8年2月	1名	18日	140時間
令和8年3月	1名	21日	163時間
合計		—	1,879時間

【中国四国防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	1名	21日	163時間
令和7年5月	1名	20日	155時間
令和7年6月	1名	21日	163時間
令和7年7月	1名	22日	171時間
令和7年8月	1名	20日	155時間
令和7年9月	1名	20日	155時間
令和7年10月	1名	22日	171時間
令和7年11月	1名	18日	140時間
令和7年12月	1名	20日	155時間
令和8年1月	1名	19日	148時間
令和8年2月	1名	18日	140時間
令和8年3月	1名	21日	163時間
合計		—	1,879時間

【九州防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	1名	21日	163時間
令和7年5月	1名	20日	155時間
令和7年6月	1名	21日	163時間
令和7年7月	1名	22日	171時間
令和7年8月	1名	20日	155時間
令和7年9月	1名	20日	155時間
令和7年10月	1名	22日	171時間
令和7年11月	1名	18日	140時間
令和7年12月	1名	20日	155時間
令和8年1月	1名	19日	148時間
令和8年2月	1名	18日	140時間
令和8年3月	1名	21日	163時間
合計		—	1,879時間

【熊本防衛支局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	1名	21日	163時間
令和7年5月	1名	20日	155時間
令和7年6月	1名	21日	163時間
令和7年7月	1名	22日	171時間
令和7年8月	1名	20日	155時間
令和7年9月	1名	20日	155時間
令和7年10月	1名	22日	171時間
令和7年11月	1名	18日	140時間
令和7年12月	1名	20日	155時間
令和8年1月	1名	19日	148時間
令和8年2月	1名	18日	140時間
令和8年3月	1名	21日	163時間
合計		—	1,879時間

【沖縄防衛局】

期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

月	派遣予定人数	予定派遣日数	予定労働時間（時間）
令和7年4月	1名	21日	163時間
令和7年5月	1名	20日	155時間
令和7年6月	1名	21日	163時間
令和7年7月	1名	22日	171時間
令和7年8月	1名	20日	155時間
令和7年9月	1名	20日	155時間
令和7年10月	1名	22日	171時間
令和7年11月	1名	18日	140時間
令和7年12月	1名	20日	155時間
令和8年1月	1名	19日	148時間
令和8年2月	1名	18日	140時間
令和8年3月	1名	21日	163時間
合計		—	1,879時間

令和7年4月（21日）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

令和7年5月（20日）

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和7年6月（21日）

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

令和7年7月（22日）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和7年8月（20日）

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和7年9月（20日）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

令和7年10月（22日）

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

令和7年11月（18日）

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

令和7年12月（20日）

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和8年1月（19日）

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

令和8年2月（18日）

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

令和8年3月（21日）

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「派遣労働者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあつては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(派遣労働者の監督)

10 受注者は、派遣労働者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う派遣労働者の範囲を限定するものとし、当該派遣労働者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、派遣労働者が退職する場合、当該派遣労働者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。

誓 約 書

私は、就業上の諸規則の情報保証に関する規則を遵守し、情報流出防止のための措置をとることに努め、私有パソコン及び私有可搬記憶媒体での業務用データの取り扱いや業務用データの流出、業務上知り得た情報の漏えい等の保全事故を派遣契約終了後においても起こさないことを誓います。

また、保全事故又はそのおそれがあると認められる事情が生じた場合には、情報保全部署等からの求めに応じ、必要な協力を行うことを合わせて誓います。

令和 年 月 日